

# 「太平山麓九条の会」だより



事務局：須黒法律会計事務所 〒328-0027 栃木市今泉町 2-4-18 FAX0282-22-3757

電話連絡先0282-22-7079(増田)

Eメール [oohirasanroku9jc@yahoo.co.jp](mailto:oohirasanroku9jc@yahoo.co.jp)

HP：太平山麓九条の会で検索

154号  
2020年4月24日発行

## 5月3日(憲法記念日)スタンディングで

## 憲法を守り生かそうという意思表示をしよう!

◇ 日時 5月3日(祝)

10時から30分ほど

◇ 場所 栃木イオン・カワチ  
薬品前交差点



(2018年5月3日 スタンディングの様子)

### 首相の憲法改正発言 危機に便乗・責任転嫁

コロナ危機の中、右記のタイトルで書かれた新聞記事に注目した。その記事では『今やるべきことなのか』『新型コロナウイルスに絡み、安倍晋三首相が憲法改正論議への波及に期待感を示したことに(中略)識者は『危機に便乗し、政策の不備を憲法のせいにして、改憲への流れをつくらうとしている』と指摘する。』と述べている。

記事は更に「新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言の発令が迫る7日の衆院議院運営委員会。安倍首相は『憲法改正による緊急事態条項の創設を』と問われ『大地震などの緊急時に、国や国民がどのような役割を果たして国難を乗り越えていくかを憲法にどう位置付けるかは、極めて重大な課題だ』と応じた。」と報じていた。それに対して集団感染が起きたクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス」では、勤務医でつくる労働組合『全国医師ユニオンの植山直人代表は『全

コロナ感染が拡大しています。緊急事態宣言が出され、いろいろな行動を制約しなければ、拡大が収まらない状況です。感染者や死亡する人を少なくするためのきめ細かく早め早めの施策が求められているにも関わらず、このような状況を利用して改憲を進めようという動きが強まっています。

このような「便乗改憲論」にNO!の思いを表明しましょう。感染を防ぐため、マスクをつけ、間をあけて。短時間で行いたいと思います。

体調に気を付けてご参加ください。

### お知らせ

#### ◇スタンディング

5月9日(土) 市役所前

5月19日(火) ケイズデンキ前

16時からです。

#### ◇「無言館・檻の俳句館」への旅

コロナ感染拡大のため、延期にします。

ご案内できる状況になりましたら、ご案内しますので、そのときはぜひご参加ください。

◇スタッフ会議 5月7日(木)・5月22日(金)・6月12日(金)・6月26日(金) 13時30分から

\*コロナ感染拡大の状況によっては、くららが使えない期間が長くなるかもしれません。その場合は会議は中止になります。

(次ページへ)

開や、医療従事者の健康管理などであり、改憲ではない』と断じた。」と報じている。

「自民党改憲案の緊急事態条項は、自然災害の際、内閣が事前に国会の承認を得ることなく法律に代わる政令を定められるほか、国会議員が任期延長できるとの内容・同党では1月、緊急事態宣言が可能となる新型コロナ特措法を巡り、伊吹文明元衆院議長が『個人の権限をどう制限するか。憲法改正の大きな実験台と考えた方がいい』と発言するなど、立党以来の悲願である改憲に弾みをつけたいとの思惑がのぞく。」と述べ、関西大の村田尚紀教授（憲法学）の「東日本大震災など危機のたびに浮上する『便乗改憲論』だ。『緊急事態宣言が感染拡大防止に強い効果を持たないのではという見方が広がる中、『期

待外れ感』を利用し、改憲すべきだという流れをつくろうと しているのではないか」「憲法上何の妨げもないのに、きちんとした補償がなく自粛に応じられない人がいる。感染拡大防止策が十分になされるかどうかの責任は、憲法ではなく政府にある」との見解を紹介し、「村田教授は『先行きの見えない状況で、強い権力に従いたいという気持ちが生まれるのは自然の成り行き。ただこんな時こそ、自ら判断するために必要な情報の公開を政府や自治体に求め、権力を監視する姿勢が必要だ』と話した。」と結んでいる。

この記事に述べているように、国民は生活や感染の不安から強い力を求めがちだが、こういう時こそ問題解決に必要なものを冷静に判断することが求められるのだと思う。

(I・T記)

## 人類の危機＝世界中の人々は手をつなごう



3月19日、国連のグテレス事務総長は、新型コロナウイルス感染拡大で世界は「共通の敵に直面して」おり「連帯が必要な人類の危機」であり、「とくに世界で最も脆弱な地域においては数百万人が死ぬだろう」と警告、連帯と弱者支援を訴えました。23日

「世界のあらゆる場所での即時停戦」を呼びかけ、すぐに70カ国と世界の市民組織が応じました。31日には「国連の創設以来、われわれが直面している最大の試練」だとして、国際社会が一致して対処するための三つの行動計画を発表しています。

「ウイルスは、富める国と貧しい国を区別せず、国境をやすやすと越える」、世界中のすべての人々

が手をつながないと、弱い地域からまた世界にウイルスが広がります。行動計画は、①ウイルスへの対処、②経済への対処とともに、③として、「危機を通し、より平等で開かれた強靱な社会の構築」を訴えています。私たちの憲法は世界に先駆け、「戦争を放棄」して全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する(前文)と宣言しました。すべての人々にひとしく「平和的生存権」が保障される社会、それは危機に強い社会です。国連はそういう社会をつくろうと呼びかけています。憲法九条を持ち、平和的生存権を宣言した私たちこそ、「戦争を止めろ」「貧しい国を支援しよう」と先頭に立つべきだと思います。(G)



「子どもに伝える日本国憲法」より

この国のかたち(前文) ②

今度の戦で

つらく悲しくみじめな目にあつた

私たちは

子どもや孫たちと

のびのびとおだやかに生きることが

ほかのなによりも

大切であると信じるようになった

そこで私たちは

代わりに国会に送つた人たちに

二度と戦をしないようにと

しっかりとことづけけることにした

この国の生き方を決める力は

私たち国民だけにある

そのことをいま

世界に向けてはつきりと言ひ

この国の大切なかたちを

憲法にまとめることにする



皆様にご協力いただいている改憲発議  
反対署名は現在、九一枚 三二七筆です。  
今後もし協力お願いします。